

平成31年4月からの入札契約制度の見直しについて

1 主観評価項目制度の見直しについて

主観評価項目制度は、川崎市競争入札参加資格の有資格事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲向上を目的とした制度で、総合評価一般競争入札の評価項目や一般競争入札の入札参加資格等に活用しているものです。

(1) 災害時における本市との協力体制

全市的・組織的な災害対応と地域に密着した迅速な初動対応を適切に評価することにより、事業者の社会貢献意欲を高め、地域防災力の向上を図ります。

見直しに当たっては、現行の評価項目「災害時における本市との協力体制」の評価点10点から、「災害協定締結団体に加入する事業者」及び「防災協力事業所登録事業者」の2つの評価項目に変更し、各々の評価項目ごとに10点の配点とします。

現 行	改 正 後
災害時における本市との協力体制 10点	災害時における本市との協力体制 (災害協定締結団体に加入する事業者) 10点
	災害時における本市との協力体制 (防災協力事業所登録事業者) 10点

(2) 男女共同参画

働く場における男女共同参画の推進を図り、男女共同参画に関する企業の自主的な取組を促進します。

見直しに当たっては、現行の評価項目「次世代育成支援対策推進法に基づく男女共同参画に係る行動計画を策定している事業者」の評価点10点から、「次世代育成支援対策推進法または女性活躍推進法に基づく行動計画を策定している事業者」及び「国による認定（くるみん・えるぼし※）取得または川崎市における認証（かわさき☆えるぼし）取得している事業者」の2つの評価項目に変更し、各々の評価項目ごとに10点の配点とします。

現 行	改 正 後
男女共同参画 行動計画策定 10点 (次世代育成支援対策推進法)	男女共同参画（行動計画策定） 10点 (次世代育成支援対策推進法 または 女性活躍推進法)
	男女共同参画（認証・認定取得） 川崎市における認証（かわさき☆えるぼし） 国における認定（くるみん、えるぼし） 10点

※「くるみん」は次世代育成支援対策推進法、「えるぼし」は女性活躍推進法に基づく国の認定制度です。

「災害時における本市との協力体制」及び「男女共同参画」の競争入札参加資格申請（業者登録）に係る取扱いにつきましては、別紙を参照してください。

(3) 評価点を入札参加資格とした入札の利用拡大

事業者の更なる技術力等の向上や社会的貢献への意欲向上を促すための取組として、工事請負契約の一般競争入札において、評価点の合計点が40点以上であることを入札参加資格とする入札を実施します。

なお、実施する入札案件については、入札の競争性、公平性に配慮しつつ案件ごとに判断します。

【参考】平成30年度において、評価点30点以上であることを入札参加資格として実施した業種・ランク…土木A、下水管きょA、水道施設A

【平成31年4月からの主観評価項目】

	主観評価項目	主観点	最大
事業者申請	障害者の雇用状況	10点	90点
	災害時における本市との協力体制（災害協定）	10点	
	災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）	10点	
	建設業労働災害防止協会の加入状況	10点	
	ISO9001の認証取得（品質マネジメント）	10点	
	ISO14001の認証取得（環境マネジメント）	10点	
	男女共同参画（行動計画策定）	10点	
	男女共同参画（認証取得）	10点	
	協力雇用主	10点	

※上記のほか、本市資料に基づき、優良事業者表彰、指名停止、工事成績点を評価項目としています。

2 総合評価落札方式における評価方法の見直し

公共工事のより一層の品質確保を図るために、総合評価落札方式におけるダンピング対策として、総合評価点の算出方法を見直し、入札価格が調査基準価格未満の場合には、入札価格を調査基準価格に置き換えて総合評価点を算出する方法を導入する。

入札価格 ≥ 調査基準価格	入札価格 < 調査基準価格
$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$	$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術評価点}}{\begin{array}{c} \text{調査基準価格} \\ \uparrow \\ \text{-(入札価格)-} \end{array}}$

3 社会保険等未加入対策の拡充

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、本市が発注する工事請負契約では、一次下請建設業者を社会保険等加入建設業者に限定する取組を実施していますが、更なる社会保険等の加入を促進するため、本市のすべての工事請負契約（軽易工事を除く）において、二次下請以下を含むすべての下請建設業者について、社会保険等加入建設業者に限定します。

	現 行	改正後
社会保険等加入対象	1 次下請建設業者	2 次下請以下を含むすべての建設事業者
ペナルティ（受注者）	指名停止（契約違反） 工事成績評定減点（法令順守違反）	同左 （ただし、2 次下請以下の違反による ペナルティは H31.10 以降から適用）
加入までの猶予期間	原則 30 日まで	原則 30 日まで （ただし、2 次下請は 60 日まで、 3 次下請以下は 90 日まで延長可）
例外規定	なし	「特別な事情」がある場合には 下請契約可（2 次下請以下のみ）

4 軽易工事契約事務制度の見直しについて

軽易工事とは、川崎市軽易工事契約事務取扱規程で規定されている工事で、現行制度では 1 件 250 万円以下の建物等の小破修繕等に類する原形復旧工事となっていますが、契約事務をより迅速かつ適確に執行するため、軽易工事の対象範囲を 250 万円以下の工事（新設・改良・撤去等を含む）に拡大します。

また、事務の適正な執行を図るため、軽易工事の執行に係る内部手続の整備を行うほか、軽易工事の執行状況を四半期ごとに川崎市のホームページ「入札情報かわさき」に掲載します。

主観評価項目制度の見直しに伴う競争入札参加資格申請 (業者登録)の取り扱いについて

主観評価項目制度が平成31年4月1日より改正されることに伴い、平成31・32年度業者登録について下記のとおり取り扱います。

1 既に平成31・32年度業者登録されている場合

(1) 【災害時における本市との協力体制】の取り扱い

① 昨年秋の業者登録継続申請時にご提出いただきました「災害時における川崎市との協力体制届出書(誓約書)」の申請内容に基づき、

【災害時における本市との協力体制(災害協定)】

【災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)】

のいずれか、または両方に登録いたしますので、お手数ですが業者登録内容の確認をお願いします。

② 【災害時における本市との協力体制(災害協定)】と【災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)】の両方の登録要件を満たしている事業者の方で、片方のみ登録されている場合は、業者登録内容の変更申請が可能です。

(2) 【男女共同参画】の取り扱い

① 【男女共同参画(行動計画策定)】に登録いたします。

② 【男女共同参画(認証取得)】の登録要件を満たし、登録を希望する事業者の方は、業者登録内容の変更申請をお願いします。

(3) 制度改正後の登録内容の確認及び変更申請は平成31年4月1日以降に可能となります。

2 これから新規に業者登録をする場合

改正後の評価項目により登録手続を行ってください。